

三田市土地改良事業分担金等徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条の規定に基づいて徴収する土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)による土地改良事業その他これに準ずる土地改良事業の分担金並びに法第 91 条の 2 第 1 項及び第 96 条の 4 において準用する法第 36 条第 1 項の規定により徴収する特別徴収金に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条の規定に基づいて徴収する土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)による土地改良事業その他これに準ずる土地改良事業の分担金並びに法第 91 条の 2 第 1 項及び法第 96 条の 4 第 1 項において準用する法第 36 条第 1 項の規定により徴収する特別徴収金に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>以下省略</p>